



事務連絡
令和3年3月3日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

医療事故調査制度に関する管理者向け研修への参加の推進等について
(協力依頼)

医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年10月より、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センターにおいて、その調査報告を収集し整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として医療事故調査制度が実施されております。

医療事故調査制度の運用にあたっては、医療事故調査に関する業務に携わる者のみならず、それぞれ病院等の管理者が制度に関する正確な知識や理解を有しておられることが重要であり、そのために医療機関の管理者の皆様には医療事故調査・支援センターが開催する研修（※）および医療法第6条の11第2項に規定する医療事故調査等支援団体が開催する研修の積極的な受講をお願いしたく、貴管下医療機関へご案内のほどよろしくお願ひいたします。

あわせて、医療事故調査制度に係る医療機関において留意すべき事項について、下記の通り整理しておりますので、貴管下医療機関に対し再度周知をお願いいたします。

（※）今年度の研修についてはWEB形式で開催しており、申込期日が迫っていますので重ねてご案内致します。

医療事故調査・支援センター主催研修「医療事故調査制度の現状と医療機関の実践」

https://www.medsafe.or.jp/modules/event/index.php?content_id=12

委託研修「医療事故調査制度にかかる管理者・実務者セミナー」

https://www.medsafe.or.jp/modules/event/index.php?content_id=13

記

医療事故調査制度に係る医療機関において留意すべき事項（再周知）

1. 医療事故調査・支援センターへの相談について

医療事故調査・支援センターにおいては、医療機関からの医療事故の判断に関する相談を受け付けています。(センター合議)

これは、医療機関が行う「医療事故の判断」に関し、判断の参考としていただきため、ご相談内容をふまえて医療事故調査・支援センターの複数の医師、看護師による合議を行い、この結果をセンターの医師より医療機関に「助言」として電話でお伝えするものです。発生した事案が医療事故に該当するかの判断を行うにあたって、ぜひご活用ください。

(参考:日本医療安全調査機構ホームページ「医療事故調査に関するご相談について」)

https://www.medsafe.or.jp/modules/medical/index.php?content_id=7

2. 医療法第6条の11第2項に規定する医療事故調査等支援団体の活用について

「医療事故調査等支援団体」とは、医療機関が院内事故調査を行うに当たり、専門家の派遣等の必要な支援を行う団体です。医療法では、「医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体」とされており、具体的には、平成27年8月6日付厚生労働大臣告示(第343号)により示しています。

医療事故調査等支援団体は、以下の支援業務を行うことが想定されており、医療事故の調査にあたっては、必要に応じて医療事故調査等支援団体の支援業務を活用いただくようお願いいたします。

- ・ 医療事故の判断に関する相談
- ・ 調査手法に関する相談、助言
- ・ 院内事故調査の進め方に関する支援
- ・ 解剖、死亡時画像診断に関する支援(施設・設備等の提供含む)
- ・ 院内調査に必要な専門家の派遣
- ・ 報告書作成に関する相談、助言(医療事故に関する情報の収集・整理、報告書の記載方法など)

(参考:平成27年9月28日更新 医療事故調査制度に関するQ&A)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000098699.pdf>

(参考:平成27年8月6日付厚生労働大臣告示(第343号)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000093352.pdf>

3. 病院等における死亡及び死産の把握のための報告体制について

医療法施行規則第1条の10の2に規定する当該病院等における死亡及び死産の確実な把握のための体制については、当該病院等における死亡及び死産事例が発生したことが病院等の管理者に遺漏なく速やかに報告される体制の確保をお願いいたします。

(参考:平成28年6月24日付け厚生労働省医政局総務課長通知「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について」)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/150624-1.pdf>

4. 遺族等へのわかりやすい説明の実施について

遺族等から法第6条の10 第1項に規定される医療事故が発生したのではないかという申出があった場合であって、医療事故には該当しないと判断した場合には、遺族等に対してその理由をわかりやすく説明いただくようお願いいたします。

(参考：平成28年6月24日付け厚生労働省医政局総務課長通知「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/150624-1.pdf>